

岡山鉄道管理局

協定書

福山駅前広場の管理運営について日本国有鉄道岡山鉄道管理局長玉井淳を甲として、福山市長徳永豊を乙として、次のとおり協定する。

記

第1条 駅前広場の位置、区域は別紙図面のとおりとする。

第2条 駅前広場の管理運営は、甲乙おのおのその保守区域に対し、おののの法規及び規程に基き行うものとする。

第3条 前条に伴う広場の使用承認については、次の各項の／に該当し又はそのおそれのあるものに対しては、承認をしないものとする。

- (1) 国鉄の事業上及び道路交通上支障をきたすもの。
- (2) 旅客、公衆に便益を供しないもの。
- (3) 駅前の美観に反するもの。
- (4) 火災又は危害発生のおそれあるもの。
- (5) 公衆衛生上適当でないもの。

第4条 次の各項についてはその都度甲、乙協議の上処理するものとする。

- (1) 甲、乙の保守区域に亘る施設物を保守、修繕するとき及び移転、変更するとき。
- (2) 地下街、地下室、地下通路などこれに類する設備を設置し、又は設置について許可をえようとするとき。

岡山鉄道管理局

鐵道軌道等これに類する施設を設置し、又は設置について路線免

許の意見を徵せられたとき。

甲の所有区域内に所在する泉水池に要する水料は、乙が負担するものとする。

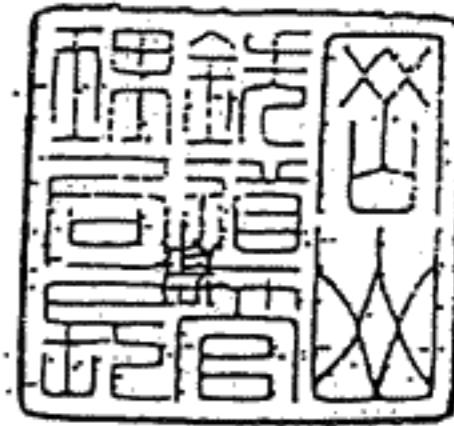
第6条 この協定に規定しない事項については、その都度甲、乙協議の上処理するものとする。

以上協定の証とし、この証書2通を作成し、甲、乙おのおの1通を保有する。

昭和32年3月28日

甲 日本国有鉄道
岡山鉄道管理局長

玉井



乙 福山市長 徳永

